

病害虫発生予察注意報第4号

佐賀県

イチゴのハダニ類については、注意報第 3 号（令和元年 11 月 28 日付け）を発表し、防除対策の徹底を呼びかけてきたところですが、1 月下旬時点でも発生が多い状態が続いています。春期はハダニ類がさらに増殖しやすくなるため、被害を防ぐには、冬期の発生を低く抑える必要があります。については、直ちに圃場での発生状況を確認し、発生圃場では防除対策を徹底してください。

作物名：イチゴ

病害虫名：ハダニ類



1) 注意報の内容

発生地域：県内全域

現在の発生量：平年より多い

2) 注意報発令の根拠

- (1) 1 月 21～23 日に実施した定期調査（県内各地 16 圃場を調査）における発生株率は 28.0% であり、平年（10.8%）及び前年（10.6%）より高く、11 月下旬以降、発生が多い状態が続いている。（図 1 参照）
- (2) 発生が認められない圃場がある一方で、ハダニ類の発見が遅れたり、薬剤防除が不十分と考えられる圃場などで多発生が続いている。また、今回、新たに発生を確認した圃場も認められる（表 1 参照）
- (3) 春期はハダニ類がさらに増殖しやすくなるため、被害を防ぐには、冬期の発生を低く抑える必要がある。

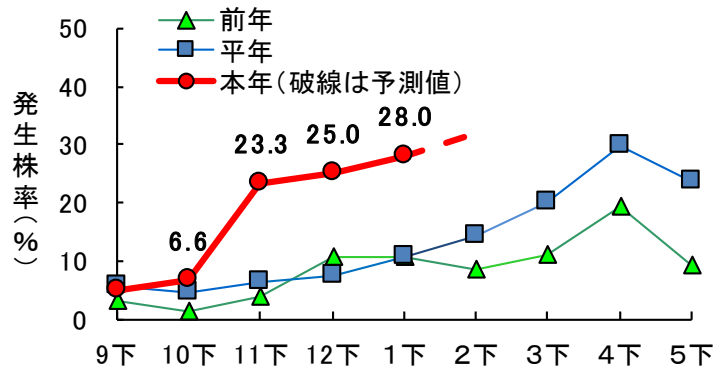


図1 ハダニ類のイチゴでの発生推移

表1 イチゴ定期調査圃場におけるハダニ類の発生状況

調査地点	発生株率(%)		調査地点	発生株率(%)	
	(参考) 12月中下旬	1月下旬		(参考) 12月中下旬	1月下旬
A	0	0	I	12	24
B	0	0	J	0	0
C	100	28	K	16	64
D	52	68	L	8	8
E	16	32	M	0	4
F	4	24	N	24	40
G	88	64	O	16	12
H	0	0	P	64	80

注)令和元年12月16～19日(12月中下旬)及び令和2年1月21～23日(1月下旬)に県内各地のイチゴ圃場を調査(農業技術防除センター調査:10圃場、防除員調査:6圃場)

3) 防除上注意すべき事項

- (1)圃場全体をよく観察し、早期発見、早期防除につとめる。
- (2)ハダニ類の発生圃場では、冬期の防除を徹底し、春期の被害拡大を防ぐ。
- (3)薬剤のかけムラをなくし防除効果をより高めるため、散布前に古葉を除去する。
- (4)薬剤防除の際は、5～7日間隔で系統が異なる薬剤を組み合わせ行う。また、薬液が葉裏にかかるよう丸型噴口等を用い、十分量を丁寧に散布する。なお、薬害を避けるため、散布後は加温機を稼働する等して濡れ時間の短縮を図る。
- (5)天敵を利用する際は、有効薬剤によりハダニ類の密度を0頭レベルに抑えた後に、放飼する。なお、天敵を放飼した圃場であっても、ハダニ類の増加を認めた場合は殺ダニ剤による防除を行う。
- (6)農薬の選定にあたってはミツバチへの影響が小さい薬剤を選択するとともに、散布前に巣箱を圃場外に持ち出す(「佐賀県病害虫防除のてびき<麦類・野菜・花き・飼料作物>」P531～535参照)。
- (7)主要な薬剤やその系統については、「佐賀県病害虫防除のてびき 麦類・野菜・花き・飼料作物」P209～210を参照する。

<p>連絡先:佐賀県農業技術防除センター 病害虫防除部 〒840-2205 佐賀市川副町南里1088 TEL (0952)45-8153 FAX (0952)45-5085</p>
--